

## 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

### 水道法に基づく水質検査項目

| 項目内容 |     |                                    | 省略可否 | 基本頻度   | 実施検査頻度  | 設定理由                         |
|------|-----|------------------------------------|------|--------|---------|------------------------------|
| 基準   | N o | 項目名                                |      |        |         |                              |
| 基準   | 1   | 一般細菌                               | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 2   | 大腸菌                                | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 3   | カドミウム及びその化合物                       |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 4   | 水銀及びその化合物                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 5   | セレン及びその化合物                         |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 6   | 鉛及びその化合物                           |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 7   | ヒ素及びその化合物                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 8   | 六価クロム化合物                           |      | 1回/3月* | 1回/3月   | 省略不可能項目（基準値改正により過去にデータがないため） |
| 基準   | 9   | 亜硝酸態窒素                             |      | 1回/3月* | 1回/月    | 省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）   |
| 基準   | 10  | シアン化物イオン及び塩化シアン                    | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 11  | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                      |      | 1回/3月* | 1回/月    | 省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）   |
| 基準   | 12  | フッ素及びその化合物                         |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 13  | ホウ素及びその化合物                         |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 14  | 四塩化炭素                              |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 15  | 1,4-ジオキサン                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 16  | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 17  | ジクロロメタン                            |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 18  | テトラクロロエチレン                         |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 19  | トリクロロエチレン                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 20  | ベンゼン                               |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 21  | 塩素酸                                | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 22  | クロロ酢酸                              | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 23  | クロロホルム                             | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 24  | ジクロロ酢酸                             | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 25  | ジブロモクロロメタン                         | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 26  | 臭素酸                                | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 27  | 総トリハロメタン                           | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 28  | トリクロロ酢酸                            | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 29  | ブロモジクロロメタン                         | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 30  | ブロモホルム                             | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 31  | ホルムアルデヒド                           | 不可   | 1回/3月  | 1回/3月   | 省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため） |
| 基準   | 32  | 亜鉛及びその化合物                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 33  | アルミニウム及びその化合物                      |      | 1回/3月* | 1回/3月   | 過去の結果に問題はないが、ろ過処理後の確認のため     |
| 基準   | 34  | 鉄及びその化合物                           |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 35  | 銅及びその化合物                           |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 36  | ナトリウム及びその化合物                       |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 37  | マンガン及びその化合物                        |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 38  | 塩化物イオン                             | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 39  | カルシウム、マグネシウム等（硬度）                  |      | 1回/3月* | 1回/3月   | 過去の結果が基準値の5分の1を超えているため       |
| 基準   | 40  | 蒸発残留物                              |      | 1回/3月* | 1回/3月   | 過去の結果が基準値の5分の1を超えているため       |
| 基準   | 41  | 陰イオン界面活性剤                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 42  | ジェオスミン                             |      | 発生時毎月  | 7～1月は毎月 | 藻類の発生のおそれはないが、確認のため          |
| 基準   | 43  | 2-メチルイソボルネオール                      |      | 発生時毎月  | 7～1月は毎月 | 藻類の発生のおそれはないが、確認のため          |
| 基準   | 44  | 非イオン界面活性剤                          |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため      |
| 基準   | 45  | フェノール類                             |      | 1回/3月* | 1回/6月   | 水源状況及び過去の結果に問題はないが、確認のため     |
| 基準   | 46  | 有機物(全有機炭素(TOC)の量)                  | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 47  | pH値                                | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 48  | 味                                  | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 49  | 臭気                                 | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 50  | 色度                                 | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |
| 基準   | 51  | 濁度                                 | 不可   | 1回/月   | 1回/月    | 省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）  |

○ かび臭の確認のため、浄水池において、「ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール」の2項目を毎月実施します。

○ 低区配水池系、谷中村配水池系、小野配水池系は、末端の配水池系ではなく、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できる経路中の配水池系であるため、月1回の項目（赤色・紫色の項目）のみ毎月実施します。

### 毎日検査項目

|    |   |    |    |      |      |
|----|---|----|----|------|------|
| 毎日 | 1 | 色  | 不可 | 1回/日 | 1回/日 |
| 毎日 | 2 | 濁り | 不可 | 1回/日 | 1回/日 |

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

| 項目内容 |    |               | 省略可否 | 基本頻度 | 実施検査頻度 | 設定理由 |
|------|----|---------------|------|------|--------|------|
| 基準   | No | 項目名           |      |      |        |      |
| 毎日   | 3  | 消毒の残留効果（残留塩素） | 不可   | 1回/日 | 1回/日   |      |